

議第 114 号

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインが改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例

下呂市屋外広告物条例（平成21年下呂市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（広告物のあり方）</u> 第2条 広告物又は掲出物件は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。	<u>（広告物等のあり方）</u> 第2条 広告物又は掲出物件（以下「<u>広告物等</u>」という。）は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。 2 <u>広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう努めなければならない。</u>
<u>（禁止広告物又は掲出物件）</u> 第3条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1） 著しく汚染し、<u>たい色</u>し、又は塗料等のはく離したもの （2）～（5） （略）	<u>（禁止広告物等）</u> 第3条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1） 著しく汚染し、<u>変色</u>し、又は塗料等のはく離したもの （2）～（5） （略）
<u>（禁止物件）</u> 第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1）～（4） （略） （5） 電柱、<u>外灯柱</u>で、市長が指定するもの （6）～（12） （略） 2 <u>電柱、外灯柱</u>（前項第5号に該当するものを除く。）には、はり紙又は法第7条第4項に規定するはり札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、又は設置してはならない。 3 （略）	<u>（禁止物件）</u> 第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 （1）～（4） （略） （5） 電柱、<u>街燈柱</u>で、市長が指定するもの （6）～（12） （略） 2 <u>電柱、街燈柱</u>（前項第5号に該当するものを除く。）には、はり紙又は法第7条第4項に規定するはり札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、又は設置してはならない。 3 （略）

改正後	改正前
(適用除外) 第7条 次に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>については、前3条の規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) 2 次に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>については、第4条及び前条の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) (3) 道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する<u>広告物又は掲出物件</u>で、規則で定める基準に適合するもの (4)～(7) (略) 3 次に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>については、第5条第1項の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) 4 次に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>については、規則で定めるところにより市長が公衆の利便のために特に必要と認めて許可をした場合に限り、第4条の規定は、適用しない。 (1) 自家広告物又は道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する<u>広告物又は掲出物件</u>で、第2項第1号又は第3号に規定する基準に適合しないもの (2) (略) 5～7 (略) 8 前項に規定する場合においては、国等は、あらかじめ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する旨を市長に通知しなければならない。ただし、第1項から第3項までの規定において前3条の規定を適用しないこととされた<u>広告物又は掲出物件</u>を表示し、又は設置する場合その他規則で定める場合は、この限り	(適用除外) 第7条 次に掲げる<u>広告物等</u>については、前3条の規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) 2 次に掲げる<u>広告物等</u>については、第4条及び前条の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) (3) 道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する<u>広告物等</u>で、規則で定める基準に適合するもの (4)～(7) (略) 3 次に掲げる<u>広告物等</u>については、第5条第1項の規定は、適用しない。 (1)・(2) (略) 4 次に掲げる<u>広告物等</u>については、規則で定めるところにより市長が公衆の利便のために特に必要と認めて許可をした場合に限り、第4条の規定は、適用しない。 (1) 自家広告物又は道標、案内図板、商標等その他公衆の利便に供する<u>広告物等</u>で、第2項第1号又は第3号に規定する基準に適合しないもの (2) (略) 5～7 (略) 8 前項に規定する場合においては、国等は、あらかじめ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する旨を市長に通知しなければならない。ただし、第1項から第3項までの規定において前3条の規定を適用しないこととされた<u>広告物等</u>を表示し、又は設置する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

改正後	改正前
でない。 9 (略) (変更の許可) 第11条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、<u>広告物又は掲出物件を変更若しくは改造</u>し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。 2 (略) (許可の表示) 第12条 第6条又は第7条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る<u>広告物又は掲出物件</u>の見やすい箇所に、規則で定める許可の証票を貼り付けておかなければならない。ただし、規則で定める許可の証印を押したものの、許可の証印の印影を刷り込んだものの、政党が表示するはり紙若しくははり札又は証票を貼り付けることが困難な<u>広告物又は掲出物件</u>で規則で定めるものについては、この限りでない。 (許可の取消し) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) <u>虚偽の申請</u>その他の不正の手段で許可を受けたとき。	9 (略) (変更の許可) 第11条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、<u>広告物等を改造</u>し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。 2 (略) (許可の表示) 第12条 第6条又は第7条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る<u>広告物等</u>の見やすい箇所に、規則で定める許可の証票を貼り付けておかなければならない。ただし、規則で定める許可の証印を押したものの、許可の証印の印影を刷り込んだものの、政党が表示するはり紙若しくははり札又は証票を貼り付けることが困難な<u>広告物等</u>で規則で定めるものについては、この限りでない。 (許可の取消し) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を取り消すことができる。 (1) (略) (2) <u>詐偽</u>その他の不正の手段で許可を受けたとき。

改正後	改正前
<u>（管理義務）</u> <u>第13条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</u> <u>（点検）</u> <u>第13条の3 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</u> <u>2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。</u> <u>（改修及び除却の義務）</u> <u>第14条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置</u>	<u>（改修及び除却の義務）</u> <u>第14条 第6条又は第7条第4項若しくは第5</u>

改正後	改正前
<u>する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第13条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。</u>	<u>項の規定による許可を受けた者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、30日以内に広告物等を除却しなければならない。</u>
2 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、<u>広告物又は掲出物件が汚染し、たい色し、塗料等がはく離し、破損し、又は老朽したときは、直ちに改修し、又は除却しなければならない。</u>	2 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、<u>広告物等が汚染し、変色し、塗料等がはく離し、破損し、又は老朽したときは、直ちに改修し、又は除却しなければならない。</u>
(措置命令)	(措置命令)
第15条 市長は、この条例の規定又は第9条の規定による許可の条件に違反した<u>広告物又は掲出物件</u>について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。	第15条 市長は、この条例の規定又は第9条の規定による許可の条件に違反した<u>広告物等</u>について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
2 (略)	2 (略)
(違反広告物である旨の表示等)	(違反広告物である旨の表示等)
第16条 市長は、前条第1項の規定により<u>広告物又は掲出物件</u>の移転又は除却の措置を命じた場合において、当該措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置をすべき期限を経過しても措置をしないときは、規則で定めるところにより、当該<u>広告物又は掲出物件</u>にこ	第16条 市長は、前条第1項の規定により<u>広告物等</u>の移転又は除却の措置を命じた場合において、当該措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置をすべき期限を経過しても措置をしないときは、規則で定めるところにより、当該<u>広告物等</u>にこの条例に違反する旨の

改正後	改正前
の条例に違反する旨の表示をすることができる。 2 市長は、前項の規定により表示をした場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、移転又は除却の措置を命じられた者の氏名又は名称及び住所並びに当該措置を命じられた<u>広告物又は掲出物件</u>の設置場所その他必要な事項を公表することができる。 <u>(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)</u> 第17条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保管した<u>広告物又は掲出物件</u>の名称又は種類及び数量 (2) 保管した<u>広告物又は掲出物件</u>の所在した場所及び当該<u>広告物又は掲出物件</u>を除却した日 (3) 当該<u>広告物又は掲出物件</u>の保管を始めた日及び保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した<u>広告物又は掲出物件</u>を返還するため必要と認められる事項 <u>(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)</u> 第18条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) (略) (2) 法第8条第3項第2号に規定する<u>広告物又は掲出物件</u>については、前号に規定す	表示をすることができる。 2 市長は、前項の規定により表示をした場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、移転又は除却の措置を命じられた者の氏名又は名称及び住所並びに当該措置を命じられた<u>広告物等</u>の設置場所その他必要な事項を公表することができる。 <u>(広告物等を保管した場合の公示事項)</u> 第17条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保管した<u>広告物等</u>の名称又は種類及び数量 (2) 保管した<u>広告物等</u>の所在した場所及び当該<u>広告物等</u>を除却した日 (3) 当該<u>広告物等</u>の保管を始めた日及び保管の場所 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した<u>広告物等</u>を返還するため必要と認められる事項 <u>(広告物等を保管した場合の公示の方法)</u> 第18条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) (略) (2) 法第8条第3項第2号に規定する<u>広告物等</u>については、前号に規定する期間が満

改正後	改正前
る期間が満了しても、なお当該<u>広告物又は掲出物件</u>の所有者、占有者その他当該<u>広告物又は掲出物件</u>について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>ホームページ等</u>に掲載すること。	了しても、なお当該<u>広告物等</u>の所有者、占有者その他当該<u>広告物等</u>について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>市広報に掲載又はその他公衆の見やすい場所に掲示</u>すること。
<u>(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)</u> 第19条 法第8条第3項の規定による<u>広告物又は掲出物件</u>の価額の評価は、取引の実例価格、当該<u>広告物又は掲出物件</u>の使用期間、損耗の程度その他当該<u>広告物又は掲出物件</u>の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、<u>広告物又は掲出物件</u>の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。	<u>(広告物等の価額の評価の方法)</u> 第19条 法第8条第3項の規定による<u>広告物等</u>の価額の評価は、取引の実例価格、当該<u>広告物等</u>の使用期間、損耗の程度その他当該<u>広告物等</u>の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、<u>広告物等</u>の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
<u>(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)</u> 第20条 法第8条第3項の規定による保管した<u>広告物又は掲出物件</u>の売却は、規則で定める方法により行うものとする。	<u>(保管した広告物等を売却する場合の手続)</u> 第20条 法第8条第3項の規定による保管した<u>広告物等</u>の売却は、規則で定める方法により行うものとする。
(公示の日から売却可能となるまでの期間) 第21条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。 (1) 法第7条第4項の規定により除却された<u>広告物又は掲出物件</u> 14日間 (2) 特に貴重な<u>広告物又は掲出物件</u> 3月 (3) 前2号に掲げる<u>広告物又は掲出物件</u>以外の<u>広告物又は掲出物件</u> 30日間	(公示の日から売却可能となるまでの期間) 第21条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。 (1) 法第7条第4項の規定により除却された<u>広告物等</u> 14日間 (2) 特に貴重な<u>広告物等</u> 3月 (3) 前2号に掲げる<u>広告物等</u>以外の<u>広告物等</u> 30日間

改正後	改正前
(届出) 第22条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第14条の規定により<u>広告物又は掲出物件</u>を除却したとき。 (4) 許可の有効期間満了前に<u>広告物又は掲出物件</u>を除却したとき。 2 (略)	(届出) 第22条 第6条又は第7条第4項若しくは第5項の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。 (1)・(2) (略) (3) 第14条の規定により<u>広告物等</u>を除却したとき。 (4) 許可の有効期間満了前に<u>広告物等</u>を除却したとき。 2 (略)
(報告徴収、立入検査等) 第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、<u>広告物又は掲出物件</u>の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入らせ、<u>広告物、掲出物件、帳簿書類</u>その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2・3 (略)	(報告徴収、立入検査等) 第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、<u>広告物等</u>の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入らせ、<u>広告物等、帳簿書類</u>その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2・3 (略)
附 則 1・2 (略) 3 この条例の施行の際、現に県条例及び特例条例の規定により岐阜県知事若しくは市長の許可を受け、又は適法に表示され、若しくは設置されている<u>広告物又は掲出物件</u>で、この条例の規定に適合しないこととなるものにつ	附 則 1・2 (略) 3 この条例の施行の際、現に県条例及び特例条例の規定により岐阜県知事若しくは市長の許可を受け、又は適法に表示され、若しくは設置されている<u>広告物等</u>で、この条例の規定に適合しないこととなるものについては、平

改 正 後	改 正 前
いては、平成24年3月31日までの間（岐阜県知事又は市長の許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、この条例の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置することができる。 4 前項の規定により表示し、又は設置することのできる期間の満了後において、この条例の規定に適合しない<u>広告物又は掲出物件</u>で、改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものについては、なお当分の間、この条例の規定にかかわらず、当該<u>広告物又は掲出物件</u>を表示し、又は設置することができる。 5・6 （略）	成24年3月31日までの間（岐阜県知事又は市長の許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、この条例の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置することができる。 4 前項の規定により表示し、又は設置することのできる期間の満了後において、この条例の規定に適合しない<u>広告物等</u>で、改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものについては、なお当分の間、この条例の規定にかかわらず、当該<u>広告物等</u>を表示し、又は設置することができる。 5・6 （略）

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第13条の3の規定は、令和9年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインが改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 国のガイドラインに文言をそろえるため、「広告物等」を「広告物又は掲出物件」に改めます。

(第7条、第11条、第12条、第14条～第22条、第24条、附則関係)

- (2) 広告物の所有者等の管理義務について規定します。

(第13条の2関係)

- (3) 広告物の所有者等の点検義務について規定します。

(第13条の3関係)

- (4) 広告物の所有者等の除却義務を強化します。

(第14条関係)

- (5) この条例は令和8年1月1日から施行します。ただし、第13条の3の規定は令和9年4月1日から施行します。

(附則関係)